

諮問日：令和3年7月21日（令和3年度（情）諮問第10号）

答申日：令和3年12月16日（令和3年度（情）答申第28号）

件名：京都地方裁判所が保有する，訴訟上の救助却下決定に対する不服申立て後に裁判費用を納付した場合は不服申立てが不適法となるとした最高裁判所の判例の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事訴訟法82条の規定の訴訟上の救助却下決定（以下、「却下決定」という。）がなされた後，且つ，却下決定に対して不服申立て（例えば，抗告，準再審，等）（以下、「不服申立」という。）をした後，且つ，裁判費用を納付した場合において，不服申立が不適法となるとした最高裁判所の判例」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，京都地方裁判所長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，京都地方裁判所長が令和3年3月24日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は，訴訟に関する手続，弁護士，裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について，規則を定める権限を有する（憲法77条1項）。民事訴訟に関する手続については，他の法令に定めるもののほか，この法律の定めるところによる（民事訴訟法1条）。この法律に定めるもののほか，民事訴訟に関する手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定める（民事訴訟法

3条)。

最高裁判所は、憲法77条1項及び民事訴訟法3条の規定に基づき最高裁判所規則を定める権限を有するが、そうすると、却下決定後、且つ、却下決定に対して不服申立をした後、且つ、裁判費用を納付した場合において、裁判所書記官が不服申立が申立ての利益を失ったので不適法であるとして、決定や命令によらずに、終了させていることから、その根拠となる文書、つまり、少なくとも判例が存在するはずであり、作成又は取得していないということはありません。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、却下決定後、同決定に対して不服申立てをし、かつ裁判費用を納付した場合において、裁判所書記官が不服申立てを決定や命令によらずに終了させていることについて、その根拠となる文書、少なくとも判例が存在するはずであると主張する。しかし、申立ての利益を失った際に、当該申立てを不適法であるとして終了させるかどうかは、裁判事務として、個別の案件ごとに検討されるべきものであるから、そのような文書又は裁判例を司法行政事務に関して作成又は取得する必要はない。実際に、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年7月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月16日 | 審議 |
| ④ 同年12月14日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、民事訴訟法82条に規定する訴訟上の救助の却下決定に対する不服申立てが、裁判費用を納付したことを理由として不適法となると

した最高裁判所の判例であると解される。しかし、仮に上記判例が存在したとしても、判決や決定等の裁判書の閲覧等については、民事訴訟法や刑事訴訟法、刑事訴訟確定訴訟記録法等の法令で定める手続によるべきものであり、裁判所が裁判書を司法行政文書として保有していない限り、上記の裁判書は司法行政文書開示手続の対象となるものではない。また、訴訟救助の却下決定に対する不服申立てにおいて、申立ての利益を失った際に、当該申立てを不適法であるとして終了させるかどうかは、裁判事務として、個別の案件ごとに検討されるべきものである。したがって、本件開示申出に係る文書又は裁判例を司法行政事務に関して作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

2 以上のとおり、原判断については、京都地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子